

第 2 期

蔵王町子ども・子育て支援事業計画

素 案

令和 2 年 3 月

蔵 王 町

はじめに

(最終案で記載)

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の期間	4
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の策定体制	5
第2章 子どもを取り巻く現状と課題.....	7
1. 蔵王町の概要	9
2. 人口等の状況	10
3. 幼児の健診受診状況	13
4. 子育て環境の状況	14
5. 教育環境の状況	18
6. 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	20
7. 分野別施策の評価	22
8. 子ども・子育て支援に関する調査のポイント	23
9. 蔵王町の子ども・子育て支援の課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	29
1. 基本理念	31
2. 次世代育成支援の基本目標	32
第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	35
1. 児童人口の推計	37
2. 学校教育・保育提供区域	37
3. 学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期	38
4. 学校教育・保育の一体的提供と推進体制	41
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期	42
6. 新・放課後子ども総合プランの推進について	49
第5章 分野別施策の展開	51
1. 施策体系	53
2. 〈基本目標1〉 地域における子育て支援の充実	54
3. 〈基本目標2〉 乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進	58
4. 〈基本目標3〉 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ...	60
5. 〈基本目標4〉 子どもの人権擁護と安全・安心の確保	62

第6章 計画の推進体制	65
1. 計画の推進に向けて	67
2. 計画の進捗管理・評価について	68

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、近年、急速な少子高齢化により、労働力人口の減少や社会保障の負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済にも影響を与えています。このような社会情勢のなか、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもと子育てを取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るために、平成24年(2012年)8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を目指しています。

本町では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進するため、平成27年(2015年)3月に「蔵王町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策の取り組みを推進してきました。また、計画の中間年である平成29年度(2017年度)には、各事業の量の見込み及び提供量をより現状に即した数値に見直したところです。

しかしながら、少子化の進行は依然として止まらず、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の実施や、令和元年(2019年)10月からは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、更なる総合的な子育て支援対策を推進しています。

このような状況のなか、第1期計画が令和元年度(2019年度)末で終了することから、その評価・検証を行うとともに、社会状況の変化に対応しながら引き続き本町の子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、令和2年度(2020年度)から5年間を計画期間とした「第2期蔵王町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、きめ細かい、切れ目のない支援による育ち・子育て環境の更なる充実に取り組むものです。

2. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5か年を1期とし、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年(令和4年度)を目安として計画の見直しを行うものとします。

令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1期蔵王町 子ども・子育て 支援事業計画	第2期 蔵王町子ども・子育て支援事業計画					次 計 画
見直し			見直し		見直し	

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長(令和7年3月31日まで)されたことから、「蔵王町次世代育成支援行動計画(後期)」の内容を継承し、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置付けるとともに、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画として策定するものです。

また、国の「子育て安心プラン」に基づく待機児童解消や、「新・放課後子ども総合プラン」における放課後児童クラブの待機児童解消や、放課後子ども教室の計画的な整備の方向性を示すとともに、宮城県の策定する「みやぎ子ども・子育て幸福計画」、町の最上位計画である「第五次蔵王町長期総合計画」や、子どもの福祉・教育に関する他の計画等とも整合を図りながら、調和を保った計画を目指すものです。

【子ども・子育て支援法(抜粋)】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

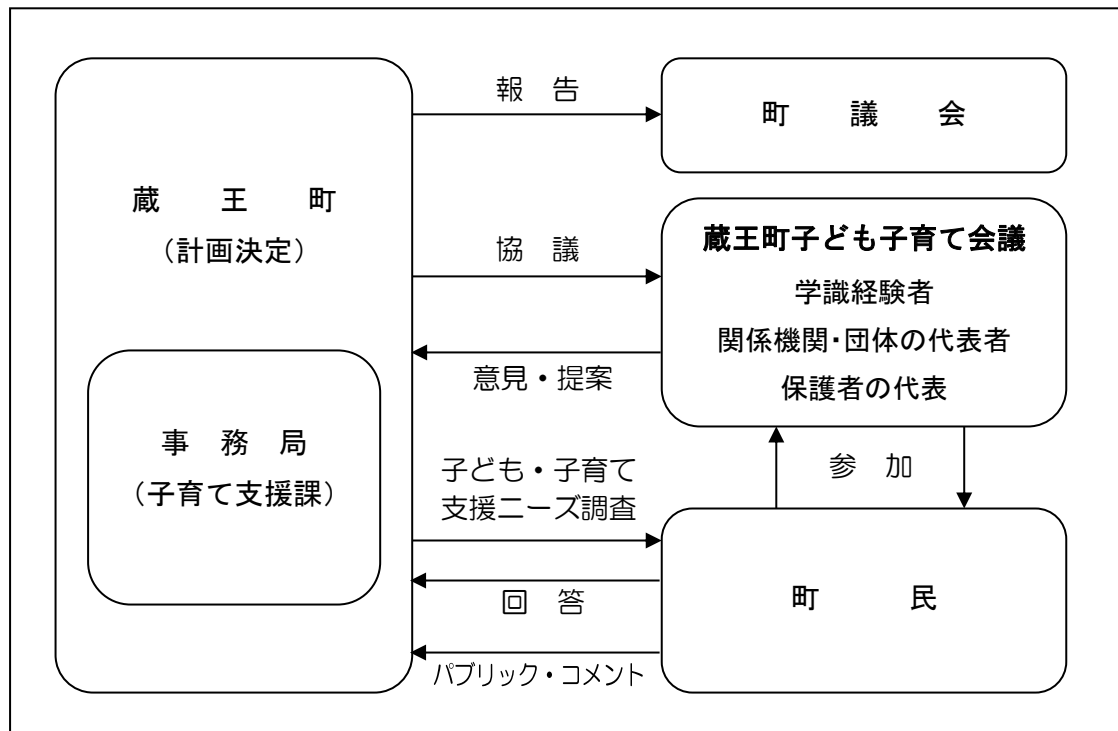
【次世代育成支援対策推進法(抜粋)】

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、町民や関係機関の代表により構成する「蔵王町子ども・子育て会議」において、本計画の内容等について意見交換及び協議を行いました。また、町民の意見を広く取り入れるため、児童を持つ保護者のアンケート調査や、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。



第2章 子どもを取り巻く現状と課題

第2章 子どもを取り巻く現状と課題

1. 蔵王町の概要

蔵王町は昭和30年、宮村と円田村が合併して誕生しました。東北の霊峰蔵王連峰の東麓、宮城県の南西部に位置し、町域の約5割が山林・原野で占めています。町の中央を松川が貫流し美しい渓谷の景観を作り出し、蔵王連峰に連なる高原地帯には貴重な野鳥などが生息し、天然の自然の宝庫となっています。

町の東部は良好な水田地帯となっており、丘陸地を利用した果樹栽培も盛んで、特に梨は県内の生産量を誇っています。また、全国的にも人気の高いチーズなどの乳製品、いも煮会に欠かせない、ねっとりとした里芋や、みずみずしい大根なども有名で、食材の宝庫となっています。

観光面では、御釜や蔵王エコーライン、スキーや樹氷鑑賞、そして県内有数の名湯遠刈田温泉を有するなど、年間を通して楽しめるリゾート地として、毎年、数多くの観光客が訪れています。

■地勢

蔵王町は、宮城県の南西部に位置し、東は村田町、西は蔵王連峰を境に山形県、南は白石市、北は川崎町に接しています。海拔の最高は西端の屏風岳で1,825m、最低は東南部の松川と白石川の合流点で20m。町面積は152.85km²で約60%は山林原野ですが、その割に耕地面積が広く、果樹生産では県下の生産量を誇っています。一方西部は蔵王国立公園に含まれ、遠刈田温泉などが蔵王観光の基地となっています。

■町民憲章

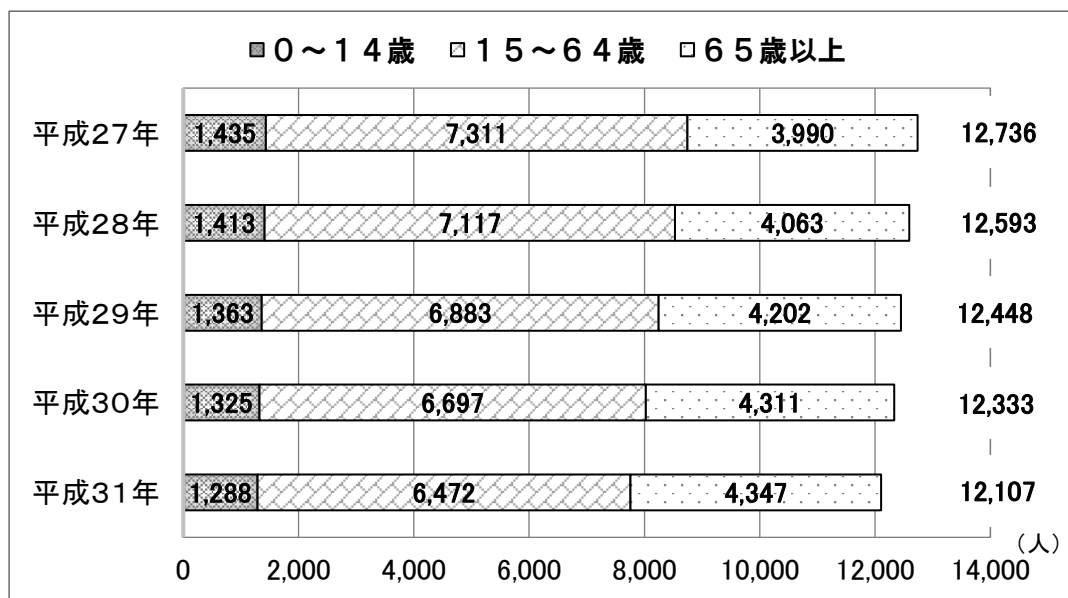
秀峰蔵王にはぐくまれる私たち蔵王町民は、

- 一、自然を愛し、健康で明るい家庭をつくれます。
- 一、伝統を守り、知識を深め文化の向上に努めます。
- 一、隣人と親しみ、礼儀を重んじ美しい心を育てます。
- 一、勤労を尊び、進んで社会に奉仕します。
- 一、力を合わせ環境を整え、豊かで住みよい郷土をつくれます。

2. 人口等の状況

(1) 人口の推移

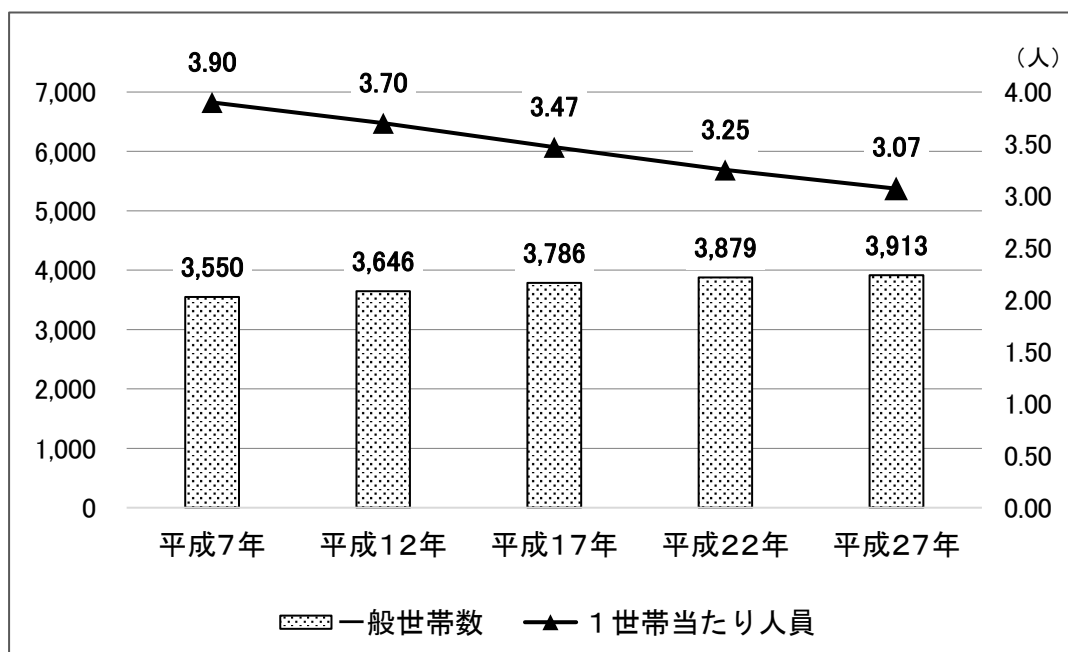
総人口の推移をみると、年々減少を続けており、平成31年の総人口は12,107人となっています。年齢3区分別で見ると、「0～14歳」と「15～64歳」は減少傾向がみられますが、「65歳以上」は増加傾向が見られ、少子高齢化が進行しています。



資料：住民基本台帳および外国人登録（各年1月1日現在）

(2) 世帯数の推移

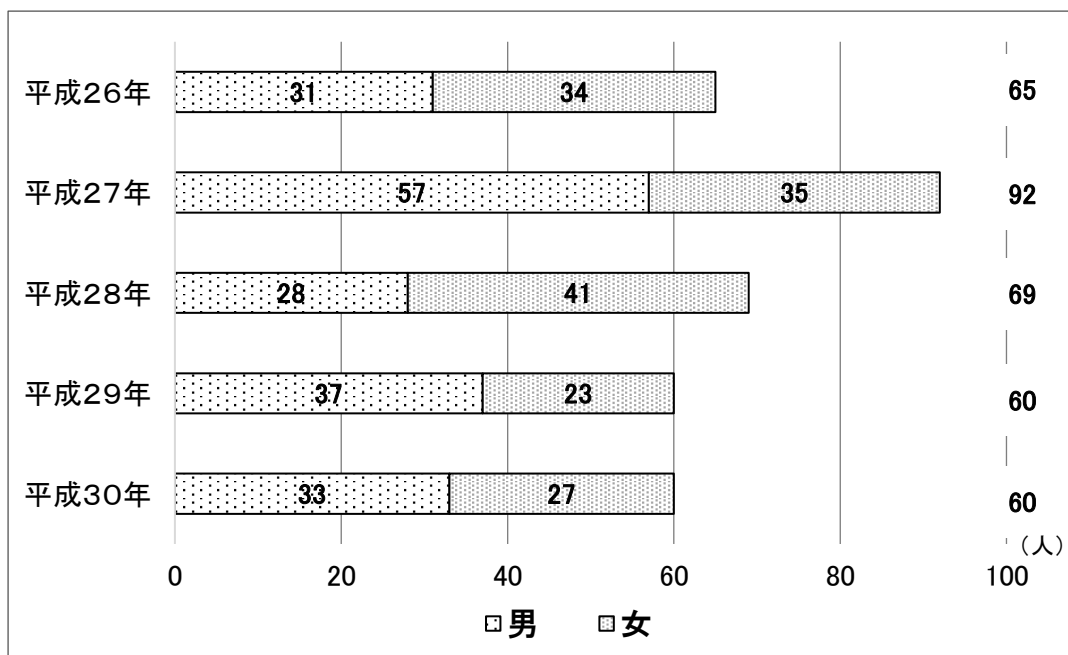
世帯数の推移をみると、徐々に増加を続けており、平成27年は3,913世帯となっています。世帯数の増加にともない1世帯当たり人員は減少を続けており、平成27年は3.07人となっています。



資料：国勢調査

(3) 出生数の推移

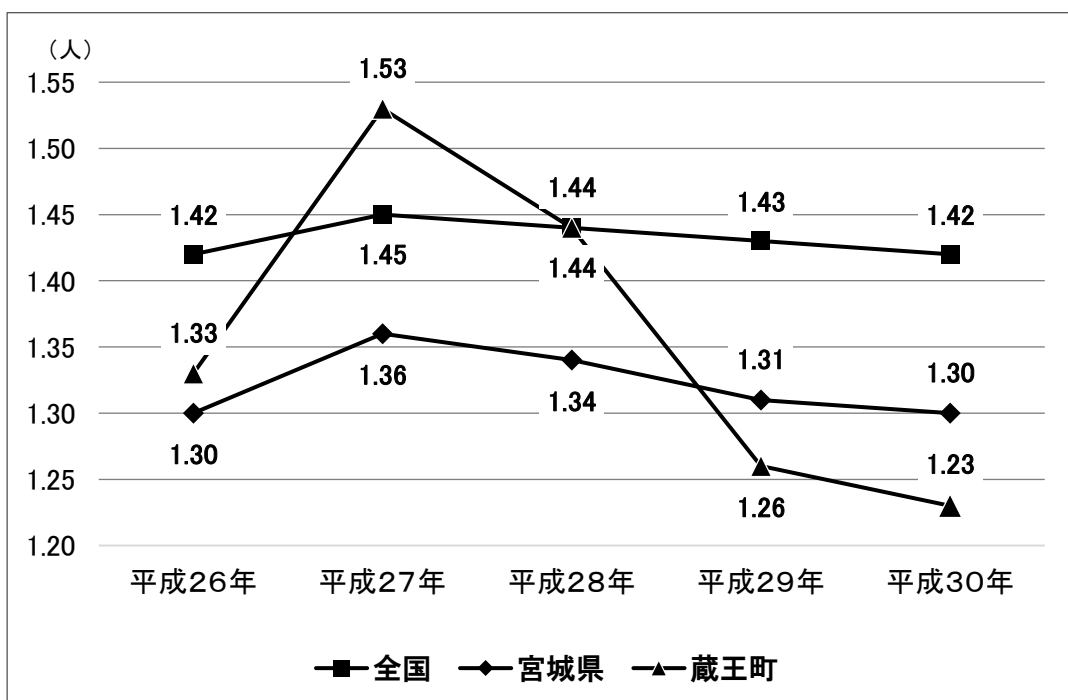
出生数の推移をみると、ばらつきがあるものの、平成28年からは減少傾向がみられ、平成30年には60名となっており、平成27年に比べると32人の減少となっています。



資料：宮城県保健福祉部保健福祉総務課

(4) 合計特殊出生率の推移

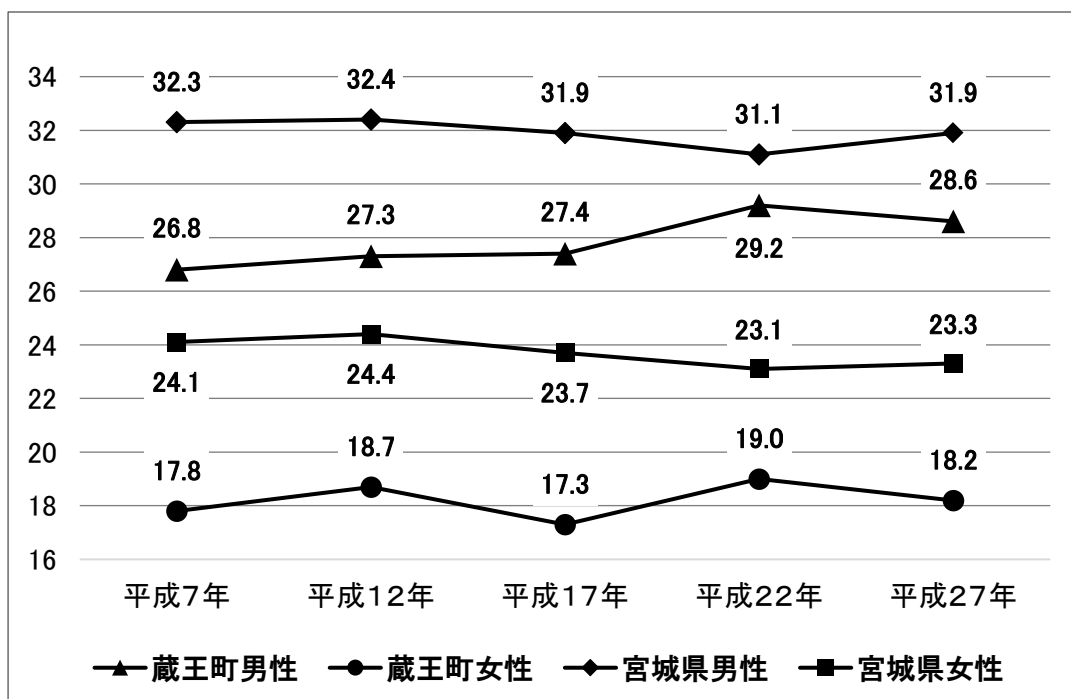
合計特殊出生率の推移をみると、蔵王町では平成27年に上昇したものの、その後は減少しています。平成30年の全国や宮城県の値と比べると下回っており、蔵王町が1.23人、宮城県は1.30人、全国は1.42人となっています。



資料：宮城県保健福祉部保健福祉総務課

(5) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、本町の男性、女性ともに宮城県の値を下回っています。ほぼ横ばいで推移しています。

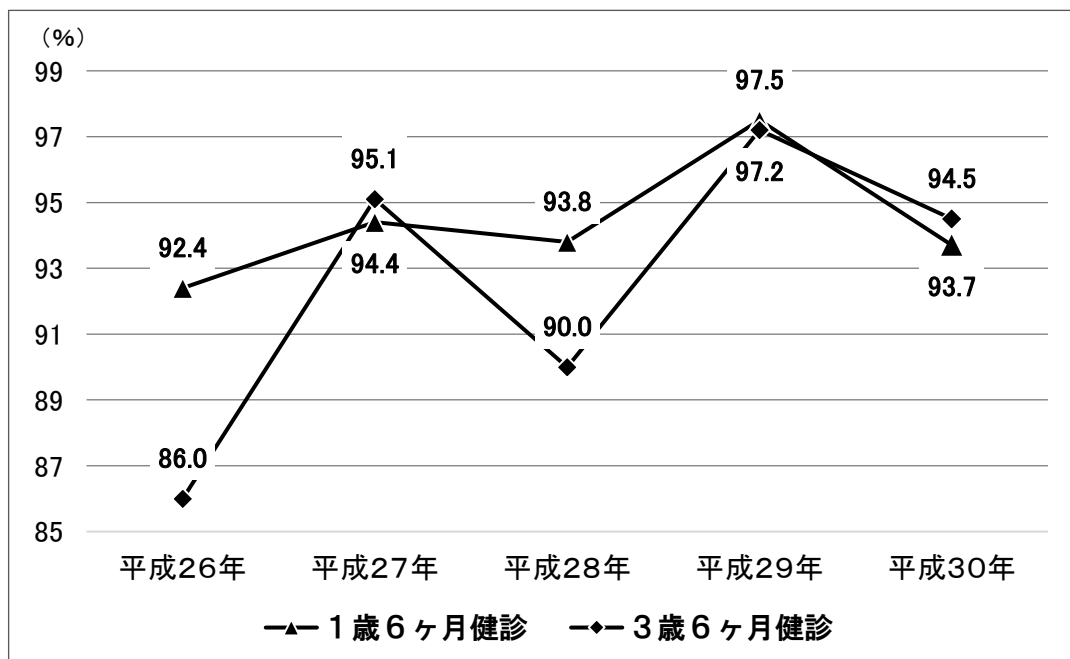


資料：国勢調査

3. 幼児の健診受診状況

幼児の健診受診状況をみると、1歳6ヶ月健診受診率はほぼ横ばいで推移しており、平成30年は93.7%となっています。一方、3歳6ヶ月健診の受診率は、多少のばらつきがあるものの、90%以上の数値で推移しており、平成30年は94.5%となっています。

なお、健診を受けていない人には、家庭訪問等に対応し、100%の受診となっています。

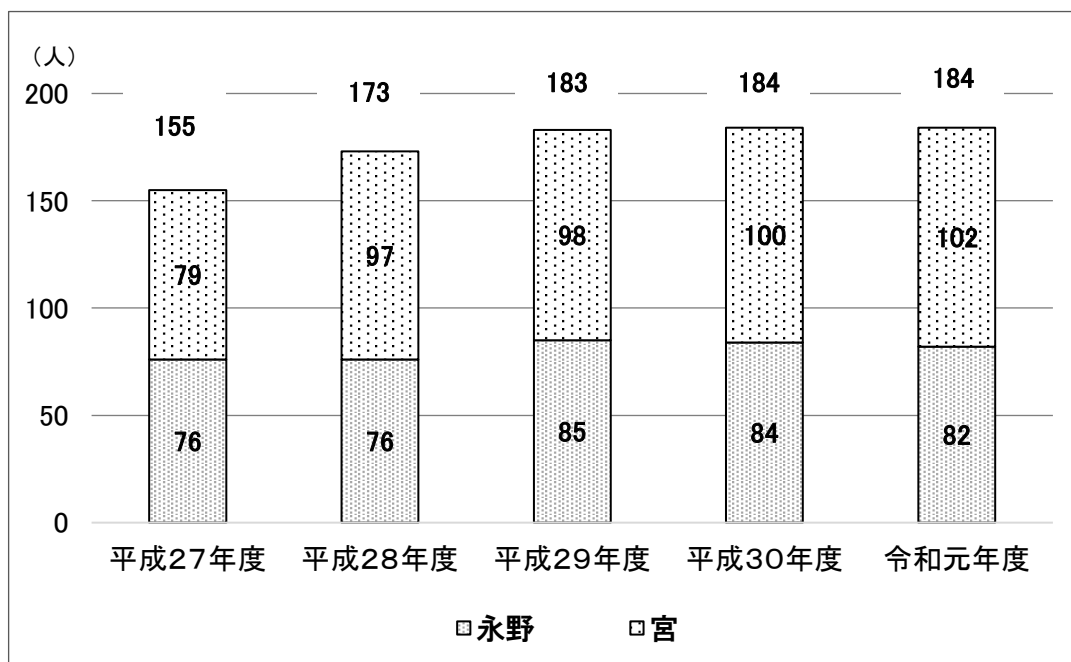


資料：保健福祉課

4. 子育て環境の状況

(1) 保育所入所児童数の推移

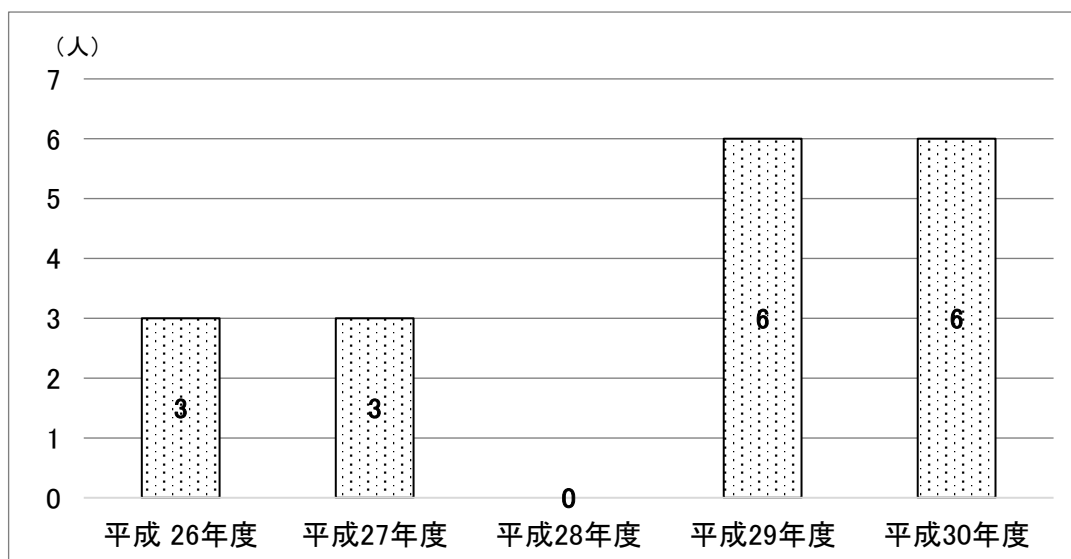
保育所入所児童数の推移をみると、宮保育所保育室を増築し定員を増やしたことにより、平成28年度から入所児童数が増加しています。一方で、子どもが低年齢のうちから入所を希望する保護者が多くなってきたことで、平成29年度から待機児童が発生し、年々増加している状況にあります。(H29 6名、H30 15名、R元 24名)



資料：子育て支援課

(2) ざおう子育てサポートの利用者数の推移

ざおう子育てサポートの利用者数の推移をみると、利用者数は少なく平成28年度はいませんでした。平成29年に子育て支援センターが開所し、センターを利用するの預かりができるようになったため、わずかに増加し、平成29、30年度はともに6件の利用となっています。



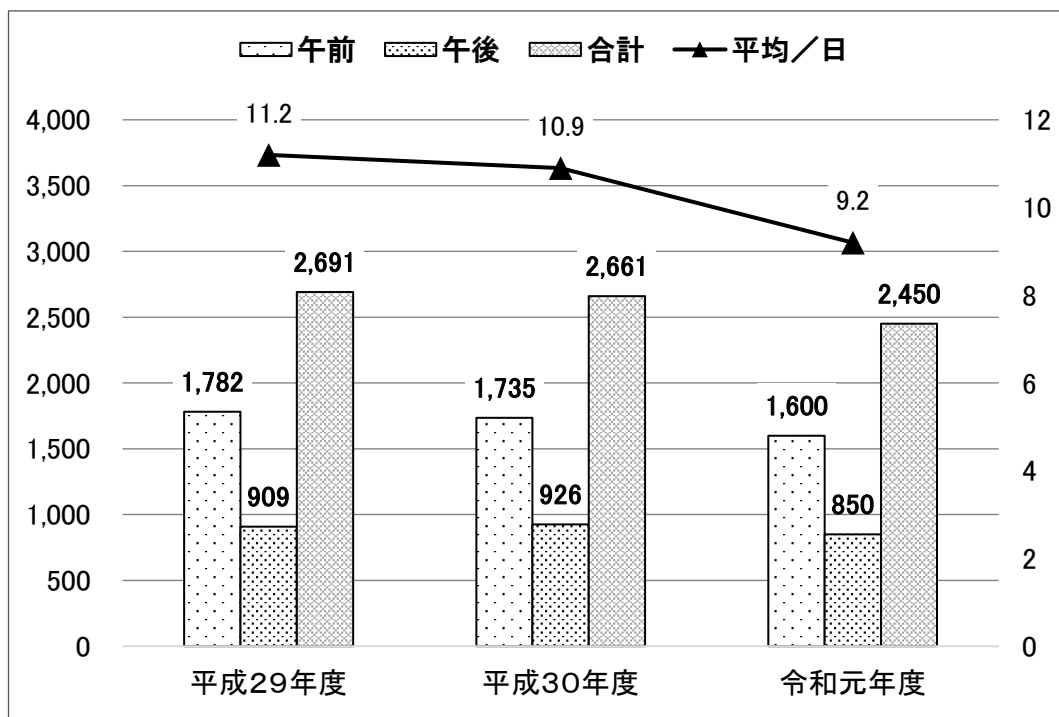
資料：子育て支援課

(3) 地域子育て支援拠点の利用状況について

① 子育て支援センター利用者数の推移

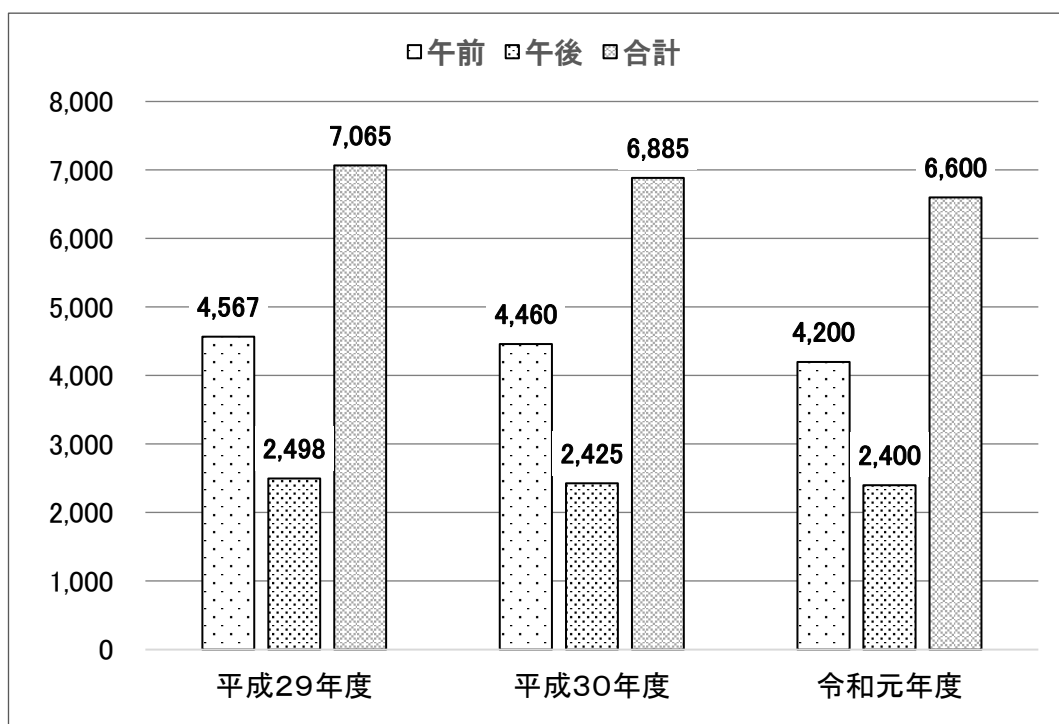
平成29年4月から子育て支援センターが開所し、1日平均11.2組の利用がありました。その後も1日平均10組前後の利用があります。

■ 親子組数



資料：子育て支援課

■ 利用者数

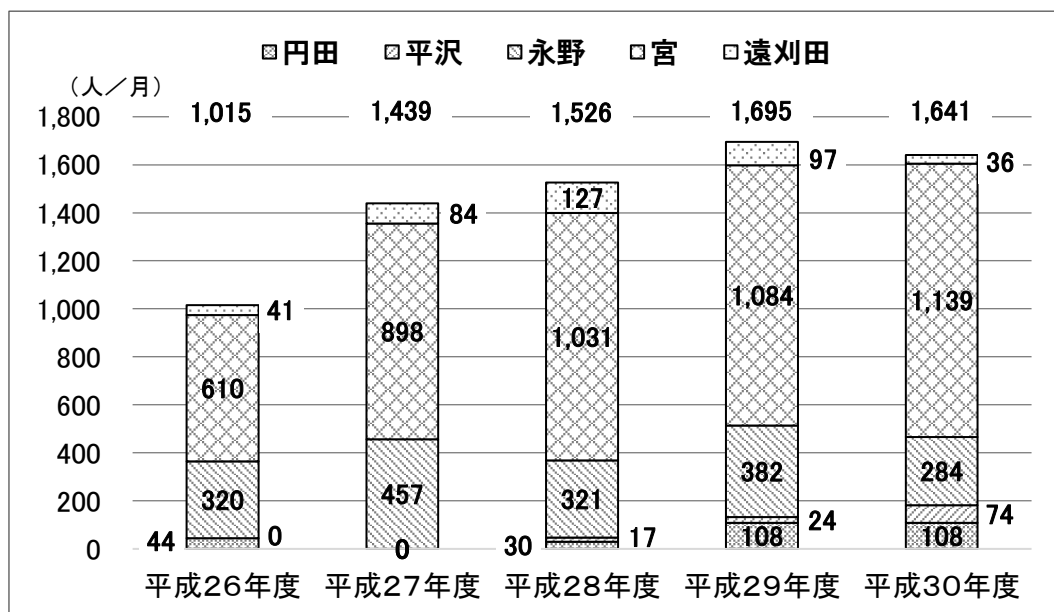


資料：子育て支援課

② 児童館の利用状況について

■ 放課後児童クラブ

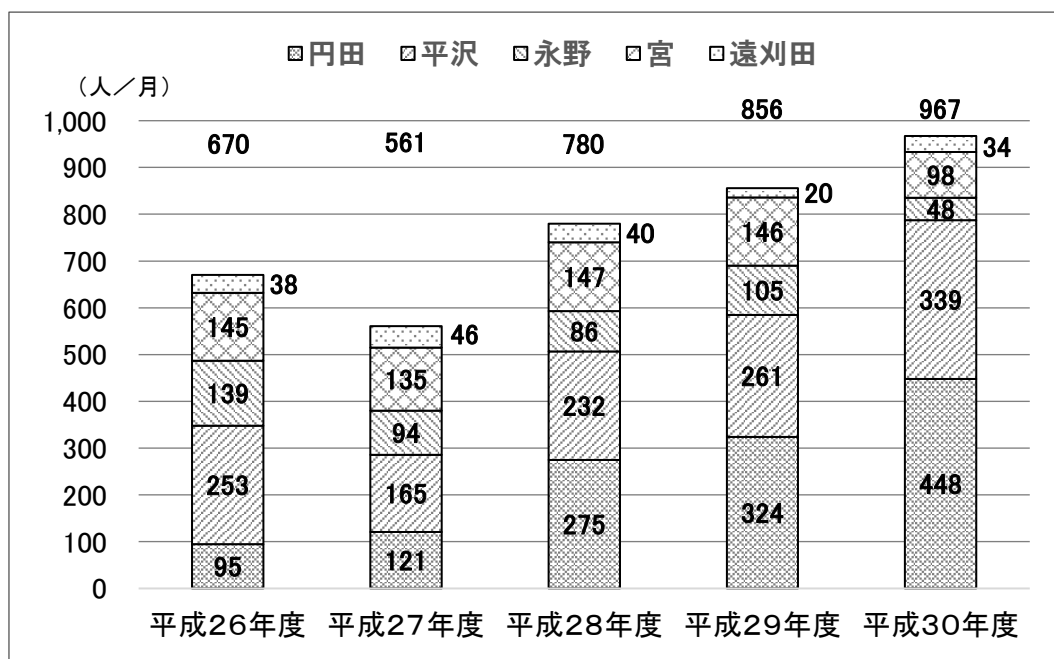
平成27年度から4～6年生の登録開始、長期休業日の7時30分からの早朝利用開始となったことから、大幅に増加しています。地域によって利用の差がありますが、宮の利用が特に多くなっています(児童数が多い、核家族・共働きが多い)。その後も緩やかに増加を続け、平成30年度の月平均利用人数は1,641人となっています。



資料：子育て支援課

■ 乳幼児

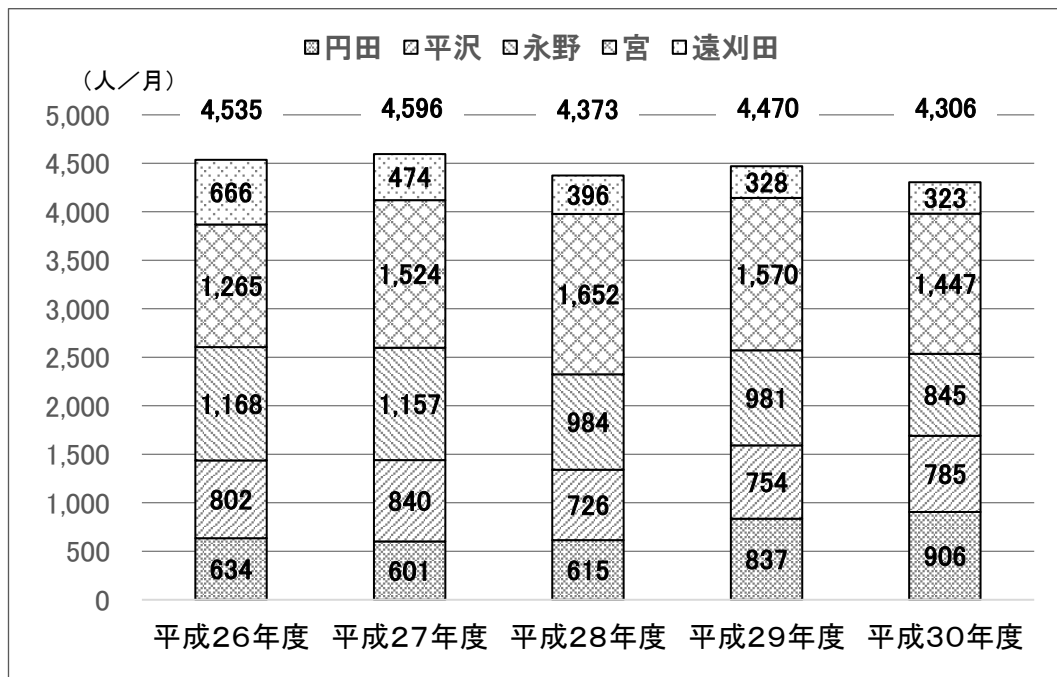
地区によってばらつきがありますが、平成28年度から増加傾向にあります。円田、平沢においては、幼稚園送迎バスの集合場所になっており、送迎時の利用があることから、利用が多くなっています。平成30年度の月平均利用人数は、合計で967人となっています。



資料：子育て支援課

■ 小学生

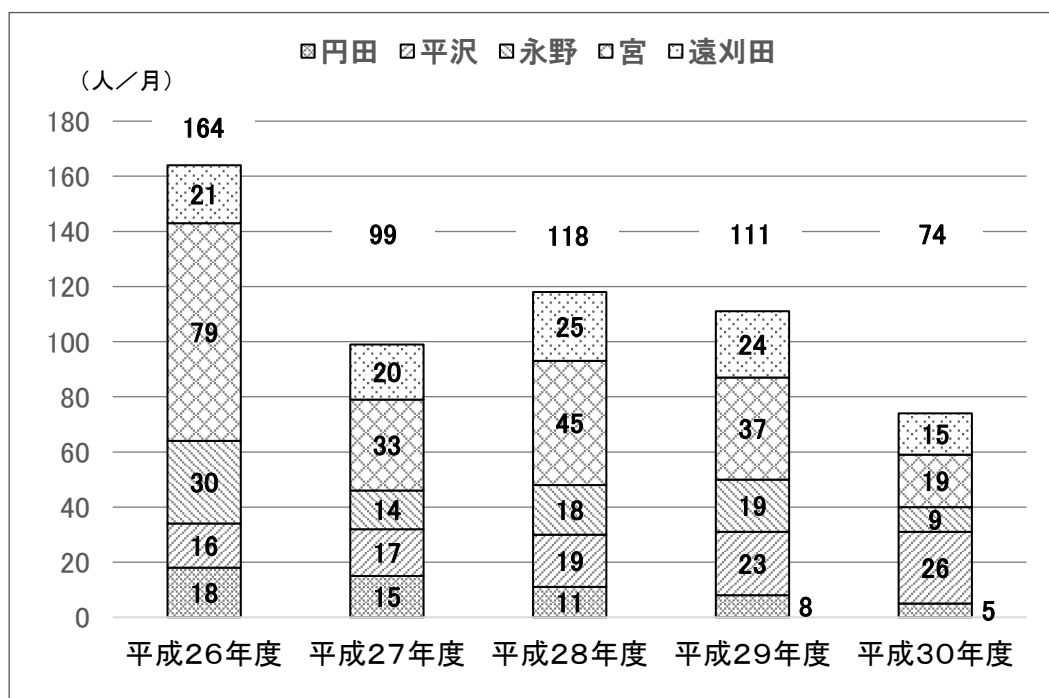
地区によってばらつきがあり、放課後児童クラブ登録数の多い館は減少し、登録の少ない館(円田、平沢)は自由来館の利用が増えています。過去5年間では平成27年度がピークですが、全体の利用数では減少傾向がみられ、平成30年度の月平均利用人数は、合計で4,306人となっています。



資料：子育て支援課

■ 中・高校生

平成26年度に大きく増加したものの、その後は減少傾向にあります。特に、平成30年度には大きく落ち込んでおり、月平均利用人数は、合計で74名となっています。

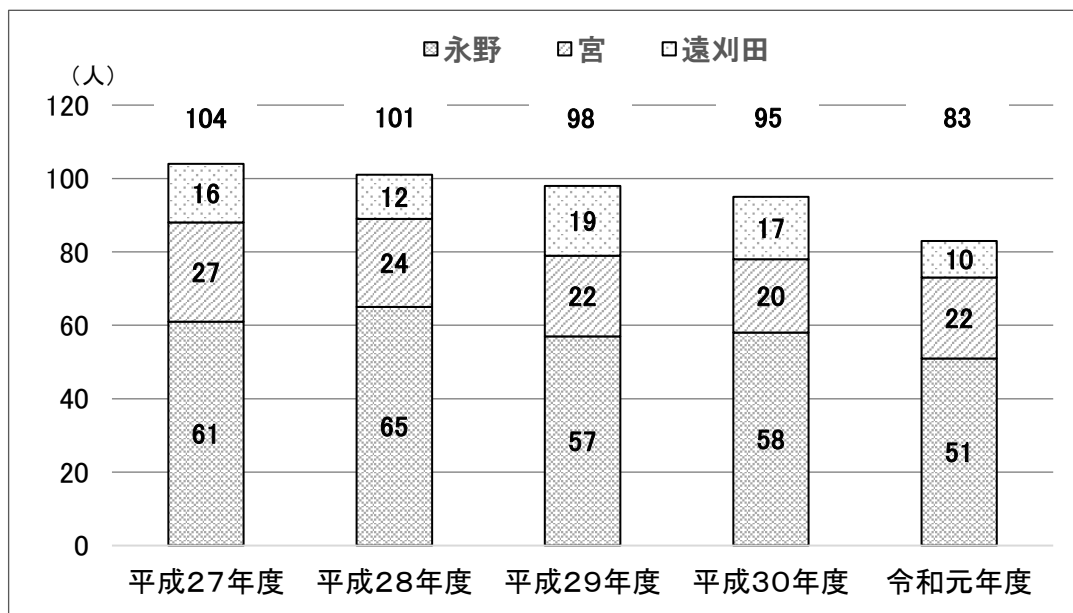


資料：子育て支援課

5. 教育環境の状況

(1) 幼稚園児数の推移

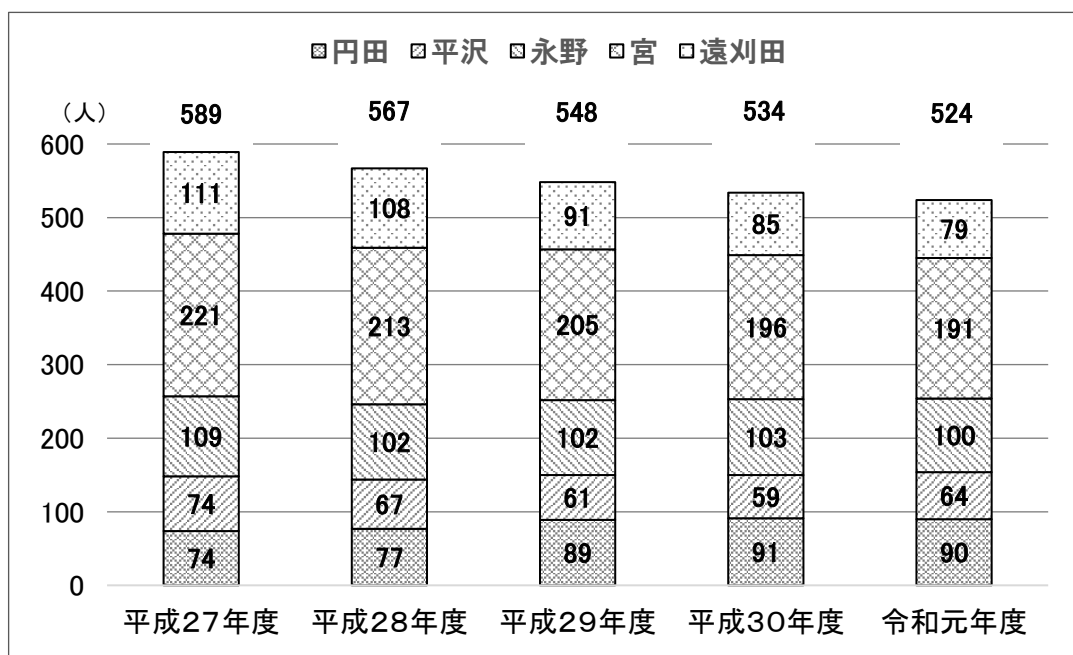
幼稚園児数の推移をみると、緩やかに減少を続け、令和元年度(平成31年度)には、平成27年に比べ21名減少し、合計で83名となっています。ピークの平成25年134名に比べると、51名減少しています。



資料：教育総務課（各年度5月1日現在）

(2) 小学校児童数の推移

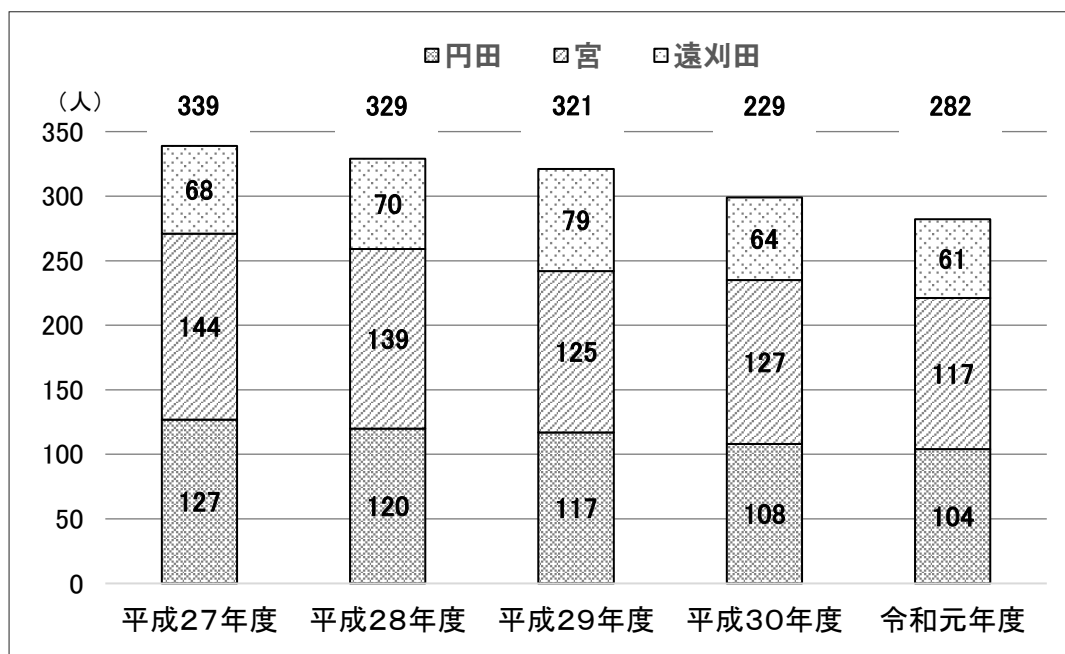
小学校児童数の推移をみると、ゆるやかに減少を続け、平成31年は合計524人となっており、平成27年に比べ65名の減少となっています。又、平成22年の680人に比べると、156名の減少となっています。



資料：教育総務課（各年度5月1日現在）

(3) 中学校生徒数の推移

中学校生徒数の推移をみると、緩やかに減少を続け、平成31年には合計で282人となっています。平成27年に比べて、57名の減少となっています。また、ピークの平成23年の375名に比べると、93名の減少となっています。



資料：教育総務課（各年度5月1日現在）

6. 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

項 目		第1期計画					
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (H31年度)
教育・保育	教育・保育の量						
	1号認定	見込み	57人	56人	55人	75人	75人
		実績	92人	89人	87人	81人	(最終案で入力)
	2号認定	見込み	166人	165人	162人	147人	147人
		実績	107人	116人	134人	128人	(最終案で入力)
	3号認定	見込み	90人	86人	84人	88人	88人
		実績	85人	78人	87人	88人	(最終案で入力)
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業						
	事業所数	見込み	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績	0か所	0か所	0か所	0か所	(最終案で入力)
	② 時間外保育事業(延長保育)						
	延長保育 申請人数	見込み	50人	50人	50人	45人	45人
		実績	0人	30人	46人	64人	(最終案で入力)
	③ 放課後児童健全育成事業						
	低学年 登録児童数	見込み	80人	80人	78人	80人	80人
		実績	70人	76人	77人	77人	(最終案で入力)
	高学年 登録児童数	見込み	60人	60人	59人	50人	50人
		実績	26人	38人	47人	46人	(最終案で入力)
	④ 子育て短期支援事業(ショートステイ)						
	利用人数	見込み	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人	0人	0人
	⑤ 地域子育て支援拠点事業						
	子育て支援センター・ 児童館利用延べ人数	見込み	430人	430人	410人	8,300人	8,300人
		実績	2,517人	2,968人	10,599人	11,110人	(最終案で入力)
	⑥ 一時預かり(幼稚園型)						
	1号認定 年間利用人数	見込み	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人	0人	0人
	2号認定 年間利用人数	見込み	5,000人	5,000人	4,500人	2,500人	2,500人
		実績	3,024人	3,024人	2,772人	3,528人	(最終案で入力)
	⑦ 一時預かり(幼稚園型を除く・ざおう子育てサポート事業)						
	利用延べ人数	見込み	100人	100人	100人	10人	10人
		実績	4人	0人	6人	6人	(最終案で入力)

項 目		第 1 期計画					
		年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (H31年度)
地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業	⑧ 病児病後児(ざおう子育てサポート事業)						
	利用延べ人数	見込み	40人	40人	40人	10人	10人
		実績	0人	0人	0人	0人	(最終案で入力)
	⑨ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)						
	低学年 利用延べ人数	見込み	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人	0人	(最終案で入力)
	高学年 利用延べ人数	見込み	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人	0人	(最終案で入力)
	⑩ 妊婦健康診査						
	利用人数	見込み	88人	87人	87人	70人	70人
		実績	77人	76人	70人	65人	(最終案で入力)
	⑪ 乳児家庭全戸訪問事業						
	訪問数	見込み	85人	84人	84人	70人	70人
		実績	77人	70人	63人	67人	(最終案で入力)
	⑫ 養育支援訪問事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)						
	訪問数	見込み	25人	26人	27人	27人	26人
		実績	25人	20人	6人	37人	(最終案で入力)
	⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業						
	利用人数	見込み	15人	15人	15人	15人	15人
		実績	0人	0人	0人	0人	(最終案で入力)

※ は、中間見直し後の数値

第1期子ども・子育て支援事業計画について、「教育・保育の実施状況」は、1号認定の利用実績が大きく上回り、2号認定のうち幼稚園の預かり保育が必要な子どもの利用が計画値を下回っていたため、平成29年の中間見直しで平成30年度以降の量の見込みを見直しました。

3号認定(保育所)の利用は、0歳の利用ニーズが高く認可外保育園でも受け入れが増えています。

「地域子ども・子育て支援事業」は、「地域子育て支援拠点事業」において、平成29年4月に、地域福祉センター内に常時つどいの広場として利用できる「子育て支援センター」を開設しました。1日平均10組前後の利用があることから、平成29年の中間見直しで見込み量を大幅に見直しています。

「一時預かり(幼稚園型)」についても中間見直しをしています。利用は少ないものの、一定の利用の希望があります。

ざおう子育てサポート事業で対応する「一時預かり(幼稚園型を除く)」「病児・病後児」については、利用が少ないことから、中間見直しをしています。

7. 分野別施策の課題

各施策における課題は以下の通りです。特に記載のない施策は、概ね目標通りの達成状況となっています。

■＜基本目標1＞地域における子育て支援

（1）地域における子育て支援サービスの充実

事業名等	課題	主体
ざおう子育てサポート事業	活動できる協力会員が少ないことや、依頼会員の登録はするものの利用がないことが課題となっています。	子育て支援課
子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	令和2年度からの幼稚園3年保育、保育所の低年齢児入所枠拡大により、在宅の親子が減少し、利用者が少なくなることが予想されます。より多くの在宅の親子に利用してもらうことが課題となっています。	子育て支援課
子育て広場事業（児童館）	育児サークルの機能がなくなり、子育て広場としての利用が少なくなっています。未就学児のあそび場として利用できることの周知が課題となっています。	児童館

（2）保育サービスの充実

事業名等	課題	主体
通常保育事業	保育所入所希望者が増え、平成29年から待機児童が出ており、解消が課題となっています。	保育所
休日保育、夜間保育、病児・病後児保育	利用実績はないものの利用の希望があるので、ざおう子育てサポート事業で対応していることの周知や事業内容の充実が課題となっています。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	地域により利用児童数が多いことや、開所時間の延長が課題となっています。土曜日開館の希望もあります。	児童館

（7）職業生活と家庭生活の両立の促進

事業名等	課題	主体
広報誌等による啓発活動	子育て支援センター等で仕事と育児の両立に関する相談等に応じていますが、相談先としての周知促進が課題となっています。	子育て支援課

■＜基本目標2＞母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

（1）子どもや母親の健康確保

事業名等	課題	主体
乳児健康診査（医療機関委託）	8～9ヶ月児の健康診査の受診率が低くなっているの で、受診率の向上が課題となっています。	子育て支援課

8. 子ども・子育て支援に関する調査のポイント

本計画を策定するにあたり、「量の見込み」の算出や子育て支援に関する実態や意見・要望等を把握するために、「平成30年度子育て支援に関する調査」を実施しました。

(1) 調査の概要

調 査 対 象	蔵王町在住の就学前児童及び小学3年生までの全保護者	
調 査 時 期	平成31年2月～3月	
調 査 方 法	保育所、幼稚園、小学校を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収	
回 収 結 果	【就学前児童】 配布数 : 357票 有効回収数 : 249票 有効回収率 : 70%	【小学生児童】 配布数 : 250票 有効回収数 : 205票 有効回収率 : 83%

(2) 就学前児童調査(抜粋)

■ 子育て（教育を含む）の相談先

子育てを気軽に相談できる人は「いる」が95.2%と多数を占めており、具体的な相談できる相手は「友人・知人」(75.5%)と「父母(お子さんの祖父母)」等の親族(70.7%)の2つが上位を占めています。

■ 母親の就労状況と未就労の方の就労意向

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、(産休)・育休・介護休業中ではない」(43.4%)が最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(22.1%)となっています。「以前は就労していたが、現在は就労していない」(20.5%)とした方も約2割を占めています。

未就労の母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(50.9%)が半数を超えて最も多くなっています。「子育てや家事に専念したい」は15.8%にとどまっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」方が61.4%で、6割以上となっています。うち、幼稚園が27.5%、認可保育所が62.1%となっています。

■ 利用したい定期的な教育・保育事業

利用したい定期的な教育・保育事業は、「認可保育所」が57.4%、「幼稚園」が49.8%、「幼稚園の預かり保育」が30.9%となっています。「認定こども園」は16.1%でした。

「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」を希望している方のうち、幼稚園の利用を強く希望するかの問いには、「はい」が51.4%と半数を占めています。

■ 子育て支援センター・児童館の利用状況と今後の利用意向

子育て支援センター・児童館の利用状況は、「利用していない」とした方が69.5%を占めており、約7割となっています。

今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」(53.4%)との回答が最も多く、半数を占めています。「利用していないが今後利用したい」との回答は、子育て支援センターが14.9%、児童館が19.3%となっています。

■ 土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望

〃土曜日〃では、「月に1～2回は利用したい」とした方が28.5%、「ほぼ毎週利用したい」とした方が12.4%で、合わせて約4割となっています。

〃日曜・祝日〃では、「月1～2回は利用したい」が17.3%、「ほぼ毎週利用したい」が3.2%と、2割程度となっています。

■ 幼稚園利用者の長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

「休みの期間中、週に数日利用したい」(23.8%)と、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」(16.7%)を合わせた、『休みの期間中も利用したい』とした方は40.5%となっています。

■ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

お子さんの病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向を見ると、「利用したいと思わない」が51.9%と約半数となっています。

「できれば病児・病後児保育を利用したい」とした方は28.9%となっています。

■ 不定期の教育・保育事業の利用意向と利用目的

不定期の教育・保育事業の利用意向をみると、「利用したい」との回答は35.7%となっています。

利用目的は、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」(89.9%)が9割近くとなっており、次いで「私用や親のリフレッシュ目的」(67.4%)が約7割近くとなっています。

■ 5歳以上児童の小学校就学後の放課後の過ごし方について

5歳以上の児童の小学校就学後の放課後の過ごし方の希望をみると、「放課後児童クラブ」(53.3%)と「児童館」(47.8%)が多く、次いで「自宅」(33.3%)となっています。

〃放課後児童クラブ〃児童館〃とした方の利用希望学年については、「6年生」が〃放課後児童クラブ〃(54.2%)も〃児童館〃(58.1%)も半数以上となっています。

■ 放課後児童クラブの土曜・休日の利用希望

〃土曜日〃では、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が12.5%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が25.0%となっています。

〃日曜・祝日〃では、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が2.1%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が14.6%と、合わせても1割台となっています。

■ 父親の育児休業の取得状況

父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」とした方が84.3%と多数を占めています。

■ 父親が育児休業を取得していない理由

父親が育児休業を取得していない理由は、「配偶者が育児休業制度を利用した」が28.6%で最も多く、次いで「仕事が忙しかった」(26.2%)、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(25.7%)と続いています。

(3)小学生児童調査結果(抜粋)

■ 子育て（教育を含む）の相談先

子育てを気軽に相談できる人は、「いる」が94.6%と多数を占めており、具体的な相談できる相手は、「友人・知人」(78.5%)と「配偶者・パートナー」(72.7%)2つが上位を占めています。

■ 母親の就労状況と未就労の方の就労意向

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、(産休)・育休・介護休業中ではない」(52.7%)が最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(31.2%)となっています。

未就労の母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(44.4%)が4割以上となっており、「子育てや家事に専念したい」は14.8%にとどまっています。

■ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

お子さんの病気やケガで学校を休んだ場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の利用意向を見ると、「利用したいと思わない」(64.4%)が6割以上となっています。「できれば病児・病後児保育を利用したい」とした方は17.8%となっています。

■ 放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方の希望を見ると、「児童館」(45.4%)が最も多く、次いで「自宅」(42.0%)、「放課後児童クラブ」(37.1%)となっています。

「児童館」「放課後児童クラブ」の利用希望学年については、どちらも「6年生」が最も多く、8割近くとなっています。(「児童館」78.5%、「放課後児童クラブ」78.9%)

■ 放課後児童クラブの土曜・休日の利用希望

「土曜日」では、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が10.5%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が38.2%となっています。

「日曜・祝日」では、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」と「高学年(4～6年生)になっても利用したい」を合わせた『利用したい』とした方は32.8%となっています。

■ 長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望について

長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望をみると、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」「高学年(4～6年生)になっても利用したい」を合わせた『利用したい』とした方は43.9%となっています。「利用する必要はない」は37.6%となっています。

9. 蔵王町の子ども・子育て支援の課題

(1) 少子高齢化への対応

本町では出生数の減少などにより少子高齢化が進行しており、その結果として総人口も減少を続けています。将来人口の推計においても減少傾向が続くことが予測されており、少子高齢化への対応はとても重要な課題となっています。

少子化への対応策としては、本町の子育て支援全般の充実を図ることが有効な対策であり、地域における子育て家庭への理解促進や協力意識の醸成などに努め、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支えていくことが大切です。

(2) 子育て支援サービスの周知・充実

育児をしながら働く保護者の増加や働き方の多様化、就労意欲の高い母親の増加などにより、柔軟な保育サービスの提供が求められています。

本町でも、保育所への需要が高く、増築や定員を上回る受け入れなどの取り組みを実施してきましたが、待機児童が年々増えています。一方、幼稚園では、少子化等も相まって入園児数が減少傾向にあり、人とのかわりが十分に持てないなど、教育上の課題も出てきており、幼児教育の無償化に伴う3年保育の実施を踏まえると、認定こども園を早期に整備していく必要性が高くなっています。

また、現在実施している保育サービスや地域の子育て支援サービス(ざおう子育てサポート等)、地域の子育て支援ネットワークづくりなどに対応していくべき課題が散見されるため、これらへの対応も含めて、子育て支援サービスの充実を図っていく必要があります。

さらに、昨年度に実施した調査結果からは、安心して子どもを生み育てるためには、子育て家庭への経済的支援がとても重要な施策として期待されていることから、幼児保育・教育の無償化制度や町独自事業の周知強化を図るとともに、経済的負担を軽減する施策の拡充方策も検討が必要です。

(3) 医療体制の整備・充実

乳幼児や母親の健康維持、増進などをはじめとして、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを行ううえで、医療体制の整備・充実は重要な要素となりますが、小児科医師等の確保や、施設整備の問題があり、非常に難しい課題といえます。

このため、町が実施している乳幼児向けの各種健診の受診率が低下している現状も踏まえ、保護者への働きかけの工夫・強化を行うなど受診率の向上を図り、早期発見・早期治療に結びつけていかなければなりません。

また、調査の結果、少数意見ながらも病児・病後児の保育を希望している方がいることから、実施が可能かどうか継続して検討していく必要があります。

(4) 子どもと保護者が一緒に過ごせる場所などの充実

天候に左右されず親子で過ごせる場所として、平成29年4月に子育て支援センターが開所し、親子あそびのイベントや保護者が育児について気軽に話せる機会の提供ができるようになりましたが、調査結果からは、子ども連れで出かけられる公園の整備や、親子で楽しめる機会・イベントなどの充実が多く求められています。

子育て支援関連行事のさらなる充実を図るとともに、子どもと保護者・家族と一緒に楽しく過ごせる屋外遊具施設等の整備についても検討していく必要があります。

(5) 相談・情報提供体制の充実

核家族化の進行やひとり親家庭の増加、就労形態や生活環境の多様化などにより、相談内容も複雑化、多様化しているため、様々な事柄を気軽に相談できる総合的な窓口が求められています。

また、専門的な相談内容などに対応できるよう相談員のスキルアップを図ることや、庁内各課や関連機関などと緊密な連携をとりつつ対応していくことなども必要となります。

子育て世代包括支援センターや子育て支援センターを積極的に活用してもらえよう、気軽に相談してもらえよう、情報を入手できる場として周知を図っていくことが重要です。

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

就労意欲の高い母親の増加や父親の育児参加を促進する必要性などを考慮すると、子育て支援サービスの充実や職場環境の改善への働きかけ、子育て家庭への経済的支援の充実だけでなく、職業生活と家庭生活の両立に向けた啓発を今まで以上に社会全体に向けて発信し、地域ぐるみでのワーク・ライフ・バランスを推進することも欠かせません。

母親と父親が共に子育てに参加でき、経済的にも自立し安心して生活できる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの考え方を地域ぐるみ、ひいては社会全体で醸成していくことが大切です。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へと移行しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指しており、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

<国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆ 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆ 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆ 地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆ 幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆ 各々が協働し、それぞれの役割を果たす

このように、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくという考え方を基盤として、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」といった目標の達成を目指すことが求められています。

また、次世代育成支援行動計画に関する内容も含めた計画となることから、次世代を担う子ども達が豊かな感性を身につけ、安全で安心して健やかに成長していけるよう、地域ぐるみで子育て家庭を支援するとともに、これまで実施してきた様々な取組や環境整備などを継続していくことも重要となります。

これらを踏まえ、本計画では国の基本指針などと併せて、「蔵王町次世代育成支援行動計画（後期計画）」及び「第1期蔵王町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、子育て家庭の子どもを生み育てることの喜びや悩みを地域において分かち合い、支えあっているまちを目指していきます。

【基本理念】

子どもを生み育てることを喜び、
悩みを共に分かち合い、支えあえるまち

2. 次世代育成支援の基本目標

＜基本目標 1＞ 地域における子育て支援の充実

少子化、核家族化が進む中で、子育て家庭の喜びや悩みを地域で分かち合い、支えていくという考え方にに基づき、地域の子育て支援サービスや保育サービスの充実を図り、さらに、地域の子育て支援ネットワークの構築にも取り組むことで、子育て家庭の孤立感の解消や子育て情報の共有、親同士の交流の活性化などを促進していきます。

保育サービスの充実に関しては、「どの子にも等しく質の高い教育が届く仕組みを構築する」ための幼児保育・教育環境の見直しを行い、認定こども園設置までの期間、0～2歳児は保育所で、3～5歳児は幼稚園と預かり保育で受け入れをしていきます。

また、児童の健全育成を目的とした各種取組や世代間交流の推進などにより、幅広い活動や体験を通した子どもの健やかな成長を支援します。さらに、子育て家庭の経済的負担の軽減する取組の充実を図り、安心して子育てができる環境を整えていきます。

職業生活と家庭生活の両立の促進については、広報等による啓発と合わせて、働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、宮城県や町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、宮城労働局等と連携を取りつつ、町の実情に応じた取組（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

＜基本目標 2＞ 乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

安心して子どもを生み育てること、子どもが健やかに育つためには、乳幼児やその保護者の健康の確保・増進が必要です。そのため、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や子どもの心身の発達への不安解消などに対応する相談体制の充実を図ります。こうした取組は妊娠期から切れ目のない支援を配慮していくことが重要であるため、母子保健施策と地域子育て支援事業は連携を確保して取り組んでいきます。

また、子どもの健やかな心身の発達には、バランスのとれた食事が大切です。本町の豊かな自然を活かし、子どもから大人まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事作り等の体験活動等を、家庭や学校、地域、関係機関が連携し取組を推進します。

さらに、子どもの思春期における健全な人格形成に関する取組や小児医療の機会確保への支援も推進します。

＜基本目標 3＞ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが将来家庭を持ち、親になるための資質育成や子どもを生み育てることの大切さを理解できるよう、また、家庭や親の役割について考えることができるよう、乳幼児や大人との交流機会の創出など様々な取組を推進していきます。

また、学校や家庭での教育環境の向上やいじめ、不登校などへの支援の充実を図るとともに、地域の有害環境対策も推進します。

＜基本目標 4＞ 子どもの人権擁護と安全・安心の確保

虐待予防や虐待を受けている子どもなど、要保護児童の早期発見や適切な保護対応、地域の意識啓発などを図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置を目指し、蔵王町要保護児童対策地域協議会と連携して取り組んでいきます。

また、ひとり親家庭の自立支援への取組や障がい児が家族とともに地域で自分らしく生活できるよう支援する取組などの充実を図ります。

これらの特別な支援が必要な子どもの施策の充実については、宮城県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて支援策を展開していきます。

さらに、子どもとその家族が地域で安全・安心して生活できるよう、住居の確保や防犯対策、交通安全確保の取組を推進します。

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 児童人口の推計

国勢調査による人口データを用い、コーホート変化率法で算出した計画期間における児童人口の推計結果は以下の通りです。

過去の人口実績(第2章参照)からも分かるように、将来の児童人口も減少を続ける推計結果となっており、11歳以下の合計人数では、令和2年度が953人であるのに対して、令和6年度は816人と100人以上の減少が予測されています。

(人)

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0 歳	68	63	61	59	55
1 歳	60	56	54	52	50
2 歳	75	72	70	66	62
3 歳	61	57	55	53	50
4 歳	61	56	54	52	50
5 歳	88	86	81	78	74
6 歳	82	80	77	73	68
7 歳	95	92	87	83	78
8 歳	92	90	85	82	77
9 歳	84	83	79	75	70
10 歳	92	89	89	89	88
11 歳	95	94	94	95	94
合計	953	918	886	857	816

2. 学校教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」および「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定するよう定められています。

■ 教育・保育提供区域

全町で1区域

本町では、居住地に関わらず勤務先や家庭事情などの利便性から子育て支援サービスを選べるよう、全町を1区域として設定しました。

3. 学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

(1) 計画期間における量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」は以下の通りです。

本町においては、令和2年4月より、0, 1, 2歳児は保育所で、3, 4, 5歳児は幼稚園で受け入れをしていくことになりましたが、保育の必要性がある3～5歳児の子どもは、施設等2号認定を受けることで幼稚園の預かり保育料が無償となり、保育所と同等の内容で利用できることとなります。

■ 認定区分ごとの教育・保育の量の見込み

(単位：人)

認 定 区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 号 認 定		65	63	60	58	55
2 号 認 定 ※施設等2号		155	146	140	135	129
3 号 認 定	0 歳	25	23	22	21	20
	1・2 歳	70	67	65	62	59
量の見込みの合計		315	299	287	276	263

※ 教育・保育の認定区分

1号認定 / 満3歳以上の幼児教育を利用する子ども(幼稚園)

2号認定 / 満3歳以上の幼児教育と保育が必要な子ども(保育所)

(※ 施設等2号認定 / 教育・保育の認定を受けて幼稚園を利用する子どもで、保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする子ども。施設等利用給付認定【2号】を受けることで、預かり保育料が無償化の対象となる。)

3号認定 / 3歳未満の保育を必要とする子ども(保育所)

■提供体制の確保方策

(単位：人)

施設	認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	1 号 認 定		230	230	230	230	230
	(施設等2号認定)		(160)	(160)	(160)	(160)	(160)
保 育 所	2 号 認 定		0	0	0	0	0
	3号	0歳	25	25	25	25	25
	認定	1・2歳	72	72	72	72	72
認定こども園	1 号 認 定		0	0	0	0	0
	2 号 認 定		0	0	0	0	0
	3号	0歳	0	0	0	0	0
	認定	1・2歳	0	0	0	0	0
幼稚園（町外）			量は定めないが確保に向けた方策をとる。				
認可外保育施設							
認定区分別 の確保量	1 号 認 定		230	230	230	230	230
	(施設等2号認定)		(160)	(160)	(160)	(160)	(160)
	2 号 認 定		0	0	0	0	0
	3号	0歳	25	25	25	25	25
	認定	1・2歳	72	72	72	72	72
	合計		327	327	327	327	327

《3号認定(0～2歳児)の保育利用率の目標値》

※ 保育利用率 / 0歳児及び1・2歳児の子どもの数全体に占める、3号認定の子どもとして提供体制を確保する利用定員数の割合

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児
推計人口(人)	68	135	63	128	61	124
確保数(人)	25	72	25	72	25	72
保育利用率(%)	36.8	53.3	39.7	56.3	41.0	58.1
	令和5年度		令和6年度			
	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児		
推計人口(人)	59	118	55	112		
確保数(人)	25	72	25	72		
保育利用率(%)	42.4	61.0	45.5	64.3		

(2) 各事業の推進の方向性

■ 保育所

保護者が働いている、あるいは病気にかかっているなどにより、家庭で保育することができないなど保育を必要とする乳児又は幼児について、保護者に代わり保育所での保育を実施します。

【今後の方向性】

令和2年度から、0～2歳児の保育に特化することで、受け入れ人数を増やし、待機児童問題の解消を図っていきます。併せて増員に対応した施設・設備の改修を行います。

■ 幼稚園

小学校就学前の3, 4, 5歳児に向けた教育を行います。又、3園で預かり保育を行います。

【今後の方向性】

令和2年度から、3～5歳児の教育(3年保育)を実施することで、幼児教育の充実を図っていきます。また、すべての園で、平日の給食提供や長期休業中の預かり保育を実施するなど、保育所と同等の受入体制に拡充します。

■ 認定こども園

保育所と幼稚園の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を行います。

【今後の方向性】

認定こども園の早期の開設を目指します。

■ 認可外保育施設

国の規定した設置基準に満たないものの、県や町の定める基準を満たした保育施設です。

【今後の方向性】

保育を必要とする乳幼児の保育や、預かり保育等を実施します。

4. 学校教育・保育の一体的提供と推進体制

幼稚園においては、人間形成の基礎を培う時期に学ぶ場としての重要性が再認識されているものの、少子化等も相まって入園児数が減少傾向にあります。一方、保育所は、核家族化や共働き世帯など、子どもが小さいうちから保育所に預けて働きたいという家族が増加し、年々待機児童が増えている現状です。

このような現状を踏まえ、質の高い幼児教育・保育の一体的な提供が期待できる認定こども園の設置を計画しているところですが、施設整備に相当の期間を要するため、当面は既存の施設を最大限に利活用し、令和2年度から「幼稚園で3・4・5歳児の教育（全園で預かり保育実施）」、「保育所は0・1・2歳児の保育に特化」し、学校教育・保育を推進します。

さらに、幼児期の学校教育・保育と小学校との円滑な接続のため、引き続き幼保児小連絡会において連携のための取り組みを展開していきます。

■ 発達や学びにおける「連続性」に対する取り組みについて（蔵王町幼保児小連絡会）

接続・連携	取組主体		取組内容
教育・保育施設等から小学校への接続	幼保児小連絡会	小学校	○教員の幼稚園・保育所の保育参観及び情報交換
		児童館	○幼稚園・保育所・児童館職員の小学校の授業参観及び情報交換
		幼稚園	○小学校行事への参加 （運動会・給食体験・小学校探検など）
		保育所	○スタート・アプローチカリキュラムの活用 ○年度末の幼稚園・保育所と小学校の引継ぎ ○児童館と小学校の情報交換

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

■ 利用者支援事業

【基本型】

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行うものです。

【特定型】

待機児童の解消を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援を実施するものです。

【母子保健型】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対し、切れ目なく総合的相談や支援を実施するものです。

【今後の方向性】

令和2年1月に母子保健型(子育て世代包括支援センター)を設置し、子育て支援センター等と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない総合的相談や支援を実施します。

◆ 基本型

(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

◆ 特定型

(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

◆ 母子保健型

(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保の内容②	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

■ 延長保育事業（時間外保育・0～2 歳児）

保護者の就労形態の多様化などに対応するため、通常の保育時間の前後に延長して保育を行うものです。（11時間を超えるもの）

【今後の方向性】

本町では11時間未満ではあるものの、保護者の就労形態の多様化などに対応するため、午後6時30分までの時間外保育をしています。令和2年度より、保育所の0～2歳児が対象となります。

（人／日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	30	30	30	30	30
確保の内容②	30	30	30	30	30
②－①	0	0	0	0	0

※午後6時から6時30分までの預かり人数

■ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与えその健全な育成を図るものです。

【今後の方向性】

町内全小学校区において、就学している児童を対象として授業の終了後に各小学校区内の児童館において、適切な遊びと生活の場を与えその健全な育成を図ります。

今後、保護者の就労形態の多様化などに対応し、午後6時までの延長利用時間のさらなる延長に対応できるよう、職員体制などの整備に努めます。土曜日開館については、どのような体制を整えれば実施可能となるか、検討していきます。

（人／日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①		145	145	145	145	145
確保の内容 ②	1 年	30	30	30	30	30
	2 年	30	30	30	30	30
	3 年	25	25	25	25	25
	4 年	25	25	25	25	25
	5 年	20	20	20	20	20
	6 年	15	15	15	15	15
	計	145	145	145	145	145
②－①		0	0	0	0	0

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行うものです。

【今後の方向性】

ニーズ調査において宿泊を伴う一時預かり等の希望がなかったため、本町では計画期間中の実施は見込まず、今後も町外施設の利用を紹介するなど、相談支援に努めます。

(人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	30	30	30	30	30
確保の内容②	30	30	30	30	30
②－①	0	0	0	0	0

■ 地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の支援を目的に、子育て親子の交流の場の提供と促進や子育て等に関する相談・支援の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施などを行う拠点です。

【今後の方向性】

子育て支援センターを中心に、各地区5児童館とも連携を図り、対応していきます。在宅の親子の減少から利用者数は減ることが予想されますが、子育て親子が安心して過ごせる場を引き続き提供していきます。子育て世代包括支援センターとも連携していきます。

(人／月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	650	650	650	650	650
確保の内容②	650	650	650	650	650
②－①	0	0	0	0	0

■ 一時預かり（幼稚園型）【幼稚園在園児を対象とした定期的な預かり】

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する子どもに向けて実施される預かり保育事業です。

【今後の方向性】

令和2年度より、永野、宮、遠刈田幼稚園で実施します。土曜日にも実施します。

(人／日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み① (施設等2号認定)	155	155	155	155	155
確保の内容② (それ以外)	5	5	5	5	5
確保の内容③	160	160	160	160	160
③－(②＋①)	0	0	0	0	0

※ 施設等利用給付認定【2号】とは

教育・保育の認定を受けて幼稚園を利用する子どもで、保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする子どもは、施設等利用給付認定【2号】を受けることで、預かり保育料が無償化の対象となる。

■ 一時預かり（幼稚園型を除く）

幼稚園の在園児以外に実施される預かり保育で、保育園やファミリー・サポート・センターなどにおける預かり保育事業です。

【今後の方向性】

現在、保育所等において一時預かり保育を実施するスペースがないため、ざおう子育てサポート事業で対応していきます。

(人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	10	10	10	10	10
確保の内容② (一時預かり(幼稚園以外))	0	0	0	0	0
確保の内容③ (ざおう子育てサポート事業 病児・病後児以外)	10	10	10	10	10
確保の内容④ (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
(④＋③＋②)－①	0	0	0	0	0

■ 病児病後児

疾病回復期にある児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育を行うものです。家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を備えるなどにより保育を行う「派遣型」と、保育所その他施設、病院又は診療所において適当な設備を備えるなどにより保育を行う「施設型」があります。

【今後の方向性】

ニーズ調査では少数の利用意向があるもの、小児科医師等の確保や、施設整備の問題があり実施が難しい状況にあります。病後児については今後もごとう子育てサポート事業で対応していくとともに、今後の実施について検討していきます。

(人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	5	5	5	5	5
確保の内容② (一時預かり(幼稚園以外))	0	0	0	0	0
確保の内容③ (ごとう子育てサポート事業 病児・病後児以外)	5	5	5	5	5
(③+②)－①	0	0	0	0	0

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター就学児）

地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となった組織による事業です。

【今後の方向性】

ニーズ調査において利用希望はわずかでした。利用希望があれば、ごとう子育てサポート事業で対応していきます。

◆ 低学年

(人／日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

◆ 高学年

(人／日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

■ 妊婦健康診査

妊婦の健康と、お子さんの健やかな成長・出産を応援するために、妊婦健康診査の費用を助成するものです。

【今後の方向性】

今後も妊婦の健康と出産を支援するため、助成をしていきます。

(人・回／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	73	70	68	68	65
健診回数(①×14)	1,022	980	952	952	910
確保の内容②	73	70	68	68	65
②－①	0	0	0	0	0

■ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師または助産師が家庭を訪問し、体調や育児などに不安のある妊産婦や生後4カ月までの乳児、小さく生まれた乳児(養育医療対象児)の健康管理や授乳方法、育児などについて相談等を行う事業です。

【今後の方向性】

今後も、全ての乳児を対象として実施していきます。

(人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	73	70	68	68	65
確保の内容②	73	70	68	68	65
②－①	0	0	0	0	0

■ 養育支援訪問事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【今後の方向性】

今後も関係機関との連携強化を図り、支援が必要な子どもや家庭への支援を実施していきます。

(人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	25	25	25	25	25
確保の内容②	25	25	25	25	25
②－①	0	0	0	0	0

■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化や、同様の事業(分野別施策「要保護・準要保護児童生徒就学援助事業」)をおこなっていることから、今後の実施が必要かも含め検討していきます。

(人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

6. 新・放課後子ども総合プランの推進について

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成26年に「放課後子ども総合プラン」が策定され、本町でも第1期子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、当該プランに基づき、運営委員会で具体的な実施方法について検討してきました。

あわせて平成31年4月より、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童(小学校に就学している児童をいう)の安心・安全な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」が実施されているところです。

本町では、全校区とも児童館で学童クラブ(放課後児童クラブ)が実施されており、希望する登録児童の受け入れ体制が整備され、待機児童は出ていません。来館児童が放課後児童クラブの中で最も多い宮児童館では、施設の狭さでの活動制限や安全面への配慮が特段に必要とされていたため、保育室を1部屋増築し、安全で快適な環境を子ども達に提供できるようになりました。

また、本町では放課後児童クラブを児童館で実施していることから、放課後子ども教室を児童館で行う「連携型」として、放課後子ども教室コーディネーターと放課後児童クラブ支援員が連携し、地域の特性を生かしながら、多様な体験・活動を楽しむことができるプログラムを、令和元年度(平成31年度)から町内全小学校区にて実施しています。今後は、「新・放課後子ども総合プラン」において学校施設の活用促進がうたわれていることから、小学校の余裕教室の利用などについて検討し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、引き続き取り組んでいきます。

第5章 分野別施策の展開

第5章 分野別施策の展開

1. 施策体系

基本理念： 「子どもを生み育てることを喜び、
悩みを共に分かち合い、支えあえるまち」

■ 子ども・子育て支援事業

学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

■ 次世代育成支援

＜基本目標1＞地域における子育て支援の充実

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童の健全育成の取組の推進
- (5) 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進
- (6) 子育てにかかる経済的な負担に対する支援
- (7) 職業生活と家庭生活の両立の促進

＜基本目標2＞乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

- (1) 子どもや母親の健康確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期対策の充実
- (4) 小児医療の充実

＜基本目標3＞子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成・家庭や地域の教育力の向上
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備
- (3) 子どもをとりまく有害環境対策の推進

＜基本目標4＞子どもの人権擁護と安全・安心の確保

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実
- (4) 良質な住宅の確保
- (5) 子どもの防犯対策・交通安全確保の推進

2. <基本目標1> 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主 体
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭に対し、助産師及び保健師による家庭訪問(新生児訪問時)を実施し、身体や精神面での相談を受ける等、母性及び乳児の健康保持及び増進を図ります。	子育て支援課
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要である家庭に訪問し、養育の安定や改善を図り、健やかな子どもの育成、虐待の予防につながるよう支援します。	子育て支援課
ざおう子育てサポート事業	協力会員と依頼会員による相互援助事業で、子育て家庭における子どもの一時預かりや育児に関する相談などを行うことにより、地域の中で安心して子育てができる環境を整えます。 預かる子ども：生後3ヶ月の乳児から小学校6年生 預かる時間：8時から18時までの必要な時間 (その他の時間は相談によります。) 料金:一人1時間500円	子育て支援課
子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	親子で自由に過ごせるふれあい広場、年齢別クラスや子育て講習会などの親子行事、子育てについての相談や情報提供等を実施します。 地域の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合える交流の場の提供を、今後も継続して取り組みます。	子育て支援課
子育て広場事業	5地区の児童館において子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流を図る子育て広場の充実に向けて支援します。 育児サークルの合同開催など、地区の枠を超え、親子で楽しく活動できる機会づくりに取り組んでいきます。 今後は、未就学児のあそび場として利用できることを、健診時などでさらに周知していきます。又、低年齢の利用が多くなることが予想されるので、集まりやすい環境や雰囲気づくりに努めていきます。	児 童 館

(2) 保育サービスの充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主 体
通常保育事業	保護者が就労している等、保育を必要とする乳幼児に保育所入所を実施し、家庭や地域社会と連携をとりながら乳幼児の健全な心身の発達を図ります。 令和2年度より、宮保育所と永野保育所2か所において、6ヶ月児から2歳児の受け入れをします。 開所時間：7時30分から18時30分 保育時間：8時30分から16時30分	保 育 所
延長保育事業	保育所開所時間は、令和元年度現在で7時30分から18時30分まで実施しています。 さらなる延長保育については、住民ニーズと子どもの状況を考慮した上で検討していきます。	保 育 所
休日保育、夜間保育、病児・病後児保育	休日、夜間、病児・病後児保育は実施しておらず、今後、住民ニーズや子どもの状況を考慮しつつ、実施についての検討が必要です。 現状で休日、病後児保育が必要な場合は、「ざおう子育てサポート事業」の充実により対応し支援していきます。	子育て支援課
幼稚園における預かり保育	令和2年度から、永野、宮、遠刈田幼稚園の全園において、幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後に、教育活動を実施していきます。 さらに、土曜日、長期休業期間も対応していきます。	幼 稚 園
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	児童館において、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童に対して、生活の場や遊びを提供し、その健全な育成を図ります。 小学校区ごと5か所の児童館において実施します。 学校課業日：授業終了後から18時 学校休業日：7時30分から18時 今後は、延長利用時間のさらなる延長や土曜日開館について、住民ニーズと児童の状況を考慮した上で検討していきます。	児 童 館
【新】 放課後子ども教室	放課後や週末等に児童館や小学校の空き教室を活用し、地域の大人に企画・運営・参加してもらい、すべての子どもを対象に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の機会を提供し、その健全な育成を図ります。	生涯学習課

(3) 地域における子育て支援のネットワークづくり

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
ネットワークづくり	子育て支援に関わっている関係機関や団体等が情報提供や収集できる機会をつくり、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。	子育て支援課
子育て支援の啓発活動	地域全体で子育てしようとする意識の啓発に努めます。 ・地域組織活動連絡協議会(母親クラブ) ・子ども会育成会	子育て支援課
子育て情報の提供	地域の中で子育て支援に関わっている関係機関や団体等と連携し、地域の子育て支援に関する情報を収集し、子育て家庭が気軽に幅広い情報を入手できるよう、母子手帳アプリも活用して情報発信体制の整備に努めます。	子育て支援課
【新】子育てサポーターチーム「すまいるハート」の活動支援	養成講座で習得した知識や自身の子育て経験を活かしながら、子育て中の親を応援し、家庭教育支援に関する事業の企画・運営を行い、親の学びと子育てに関する学習機会を提供します。	生涯学習課

(4) 児童の健全育成の取組の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
児童健全育成事業	児童館において、健全な遊びを通じた児童の心身の成長、育成の支援と、母親クラブや子ども会育成会などの地域活動を支援します。	児童館
地域組織活動(母親クラブ)育成事業	地域における親子及び世代間交流、文化活動、児童養育に関する研修活動、児童の事故防止活動等、児童福祉の向上に寄与する地域組織活動の促進を図るため、児童館を拠点に5つの母親クラブの活動を支援します。	児童館
子ども会育成会事業	子ども会インリーダーとしての集団生活のルールやマナー、助け合いの精神を学びます。 子ども会を指導するジュニア・リーダー、成人指導者の知識、技術の習得を図り、子ども会活動の支援を促進します。 今後は地域を含めて、関係機関・団体などとの連携をさらに深めていきます。 ・インリーダー合宿研修会、ジュニア・リーダー研修会	生涯学習課 児童館

(5) 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
世代間交流活動	子育て支援に関する施策を実施している関係機関や子育て支援に関わっている団体等で地域の高齢者が参画する活動を展開し、地域に伝わる伝承遊びや伝統行事、ものづくり、野菜作り等の体験や会食を通じて交流を図ります。	幼稚園 学校 児童館 生涯学習課

(6) 子育てにかかる経済的な負担に対する支援

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
児童手当給付事業	子育て家庭の経済的支援をすることにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全育成および資質の向上に資することを目的に、中学校3年生終了前の子どもを養育する者に対して手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当給付事業	父または、母と生計を同じくしていない子どもを育てる家庭の生活安定と自立促進を目的に手当を支給します。	子育て支援課
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の福祉向上を目的に手当を支給します。	子育て支援課
要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して援助をして、就学の環境を整えます。 学用品及び通学用品費・新入学児童生徒学用品費・学校給食費等	教育総務課
すこやか子育て支援事業 ※町単独事業	子どもの出生を祝福し、健全なる育成と、子育て世代の定住促進・地域の活性化を促すことを目的に、第1子目から助成金を支給します。 6ヶ月以上町内に住所を有し、定住を前提にする保護者が出生した場合、町内に住所を有している時に出生した子の人数が1人又は2人であるときは10万円、3人以上であるときは50万円を支給します。	子育て支援課
あったか支援事業 ※町単独事業	父もしくは母がいない児童及びこれに準ずる事情にある児童について、支援金(年額5万円)を支給し、児童の健全な育成と福祉の向上を図ります。 児童とは、12歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子で、蔵王町内に引き続き1年以上居住している者です。	子育て支援課

(7) 職業生活と家庭生活の両立の促進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
広報誌等による啓発活動	仕事と子育ての両立支援のための体制の整備や、男性の育児参加、男女がともに子育てや社会に責任を担う社会の実現を目指し、広報誌や父親参加の親子行事等、様々な機会での啓発、普及活動を推進します。	子育て支援課

3. <基本目標2> 乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

(1) 子どもや母親の健康確保

事業名等	事業内容とこれからの目標	主 体
母子健康手帳交付	妊娠期より、保健師等の相談機関を知ってもらい安心して出産・育児ができるよう、また健康管理に努められるよう、母子健康手帳を交付し相談を受け必要な支援をします。 毎週月曜日	保健福祉課
妊婦一般健康診査 (医療機関委託)	妊婦健診(14回)の助成を行い、妊婦期の健康管理に努め、安全な出産を支援します。 助成券 初回25,790円、12～35週6,500円×9回 36～39週8,500円×4回	保健福祉課
新生児訪問事業	生後28日未満の新生児家庭を訪問し、養育上必要な事項を指導し、適切な保育を促します。 産婦については、産後の身体的、精神的健康管理を図るとともに安心した気持ちで育児ができるよう支援します。	保健福祉課
乳児健康診査 (医療機関委託)	2ヶ月児と8ヶ月児の健康診査無料受診券を交付し、医療機関において乳児の疾病等の早期発見を行い、乳児の健康の保持及び増進を図ります。 現状では8ヶ月児の健康診査の受診率が低いため、3～5ヵ月児健康診査時に全員に声がけするなど、周知を図り受診率の向上を目指します。	保健福祉課
3～5ヶ月児健康診査	身体発育、精神・運動機能発達について健診し、疾病等の早期発見し、発育、栄養、生活、育児について適切な指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。 年8回	保健福祉課
1歳6ヶ月児健康診査	身体発育、精神発達について健診し、疾病等の早期発見、適切な指導を行い幼児の健康の保持・増進を図ります。 年6回	保健福祉課
2歳6ヶ月児歯科健康診査	主に歯および口腔内疾病の早期発見、早期治療を促し、フッ化物の無料塗布などで幼児の歯の健康増進を図るとともに、生活習慣の自立や幼児の栄養、育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。また、1歳6ヶ月健診と3歳6ヶ月健診に比べて受診率が低いため、周知・啓発など受診率向上に取り組みます。 年6回	保健福祉課
3歳6ヶ月児健康診査	幼児期の身体発育、精神発達について健診し、疾病等の早期発見、適切な指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。 年6回	保健福祉課
妊婦・乳幼児健康相談	来所者の希望に応じて、体重計測、個別相談(発達、栄養、育児、予防接種、歯磨きなど)その他あそび場・情報交換の場を提供し子育て支援を行います。 年13回(子育てほっとサロン・新米ママ、プレママサロン)	子育て支援課
幼児健診フォローアップ教室	各種健診・相談等において発達の経過観察が必要な幼児や、育児不安を抱える保護者等を対象として、親子あそびや個別相談を行い支援していきます。	保健福祉課

(2)「食育」の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主 体
食育推進事業	「蔵王町第2期食育推進計画」(平成30年度から令和9年度)に基づき、蔵王町の豊かな自然を生かし、子どもから大人まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事作り等の体験活動等を、家庭や学校、地域、関係機関が連携し取組を推進します。 ・蔵王の食や健康に関する正しい知識、望ましい食習慣を身につけ健康な食生活を実践できる。 ・家族や仲間と一緒に食事や料理を楽しみ、人とのつながりを深める。 ・食の安全のための知識を身につけ、食材を選び食べる。 ・地元の食材を使った食文化を学び伝える。 ・心身の健康と、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育む。 スローガン:「30(ざおう)日は、蔵王ごはん、家族団らん」	保健福祉課

(3) 思春期対策の充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主 体
思春期保健対策	町内の学校において、「生」に関する正しい知識の普及に努めます。	教育総務課 保健福祉課

(4) 小児医療の充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主 体
子ども医療費助成事業	子どもの医療費の自己負担分を助成することにより、子どもの適切な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。 ※ 出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの。	町民税務課

4. <基本目標3> 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成・家庭や地域の教育力の向上

事業名等	事業内容とこれからの目標	主 体
中高生と乳幼児のふれあい体験	中高生を対象とした保育所等でのふれあい体験の機会をつくり、児童の健全育成に努めます。	子育て支援課 教育総務課
地域・家庭と学校との連携協力による学校の活性化	学校評議員の設置：地域社会からの支援・協力を得て、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進し、地域社会と一体となって、学校が抱える教育課題に対処していきます。	教育総務課
幼稚園教育プログラムの策定	幼稚園児同士のふれあいを重視し、楽しみ共感しあう体験を推進します。心身の調和と発達段階に応じた社会性と基本的生活習慣を身につけさせます。家庭や地域、幼稚園、保育所、児童館、小学校等の連携と充実強化に努めます。	教育総務課
教育講演会	家庭教育力の向上を図るため家庭や親の役割について考える講演会を企画・実施します。 (母親クラブ、PTA、子ども会育成会、町教育委員会、青少年育成推進指導員と共催)	生涯学習課
親子による交流・自然体験学習の開催	人や自然とのふれあいを通して、人との交流や自然体験の楽しさを知り、命や自然への関心を深め、ゆたかな感性を身につけることを目的に、一般町民(対象者)の意見を参考としながら企画・開催していきます。	生涯学習課
公民館事業	教育、学術、文化に関し、楽しめる事業を企画・開催し、教養の向上、健康の増進、豊かな情操を培う機会の充実を図ります。	生涯学習課
【新】 地域学校協働活動 推進事業	家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくりを推進して、地域の教育力の向上や活性化を図り、地域全体で子供を育てる態勢の整備を図ります。 家庭教育支援、地域活動支援、学校教育支援、放課後子ども教室に関する事業を展開します。	生涯学習課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

事業名等	事業内容とこれからの目標	主 体
学力サポート事業	学力向上に取り組む学校を指定し、県の指導主事等によって構成するチームが継続的、個別的に直接支援すると共に、その成果及び学校改善事例を普及し、教員の指導力の向上と児童生徒の学力向上を図っていきます。	教育総務課
家庭学習の手引き作成	小・中学生に家庭学習の手引きを作成して配布し、家庭での学習の充実を図ります。	教育総務課
小中学校生徒指導対策	生徒指導問題対策会議を開き、いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の問題行動への対処について考え支援していきます。	教育総務課
教育相談員の配置	教育委員会に教育相談員を配置し、各中学校のスクールカウンセラーと連携のもと、よりきめ細やかな指導体制を整えていきます。	教育総務課
【新】心のケアハウス ざおう学びセンター 「みらい」	不登校等の児童生徒及び保護者に対し教育相談、生活相談及び学習支援等の支援を行い、不登校等の児童生徒の自立及び学校生活への自発的な復帰を促すための施設として、その活動と充実を図っていきます。	教育総務課
【新】英語教育の推進	平成30年度から10年間、文部科学省の「教育課程特例校」に承認されており、「ざおう英語活動」として、小学校1年生から授業での英語教育と幼稚園・保育所における英語活動の充実を図ります。	教育総務課
情報教育の推進	各小・中学校にパソコン教室を整備し、教育に活用することで情報教育の充実を図ります。	教育総務課

(3) 子どもをとりまく有害環境対策の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主 体
有害情報やいじめに対する環境対策事業	生徒指導の中で、インターネット上の有害情報やいじめに関してのあり方を指導します。スクールカウンセラーにより、生徒、教諭、保護者の相談に応じ、支援していきます。 PTAの会合や講演会や会報等で保護者向けに情報提供や防止に向けた啓発を継続して実施します。	教育総務課
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	地域ぐるみのスクールガード組織の整備、登下校の安全指導、施設の巡視、安全・防災指導の拡充を図ります。	教育総務課
こども110番の家	住民の協力を得て、通学路沿線の民家に「こども110番の家」ののぼり旗を設置し、防犯意識の啓蒙及び犯罪の防止を図ります。	教育総務課

5. <基本目標4> 子どもの人権擁護と安全・安心の確保

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
要保護児童対策事業 (蔵王町要保護児童 対策地域協議会)	子どもの健やかな成長を願い、各関係機関の連携のもと、虐待予防並びに虐待を受けている要保護児童の早期発見や適切な支援に向けた地域での取組を推進します。また、虐待等に関する研修会を地域で開催することにより早期発見や支援の視点を高めていきます。 今後は子ども家庭総合支援拠点を設置し、本事業との連携体制を図っていきます。	子育て支援課
【新】 子ども家庭総合支援 拠点の設置	すべての子どもとその家庭、および妊産婦を対象とし、実情の把握や情報提供、相談等への対応、総合調整を行います。 また、要支援児童及び要保護児童等への危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成、支援および指導、関係機関との連絡調整を行います。 本計画期間中の設置を目指します。	子育て支援課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
母子・父子家庭 医療費助成事業	母子・父子家庭及び父母のいない18歳までの子どもの家庭の親と子に対して医療費助成を行い、適切な受診機会の確保及び経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。	町民税務課
あったか支援事業 (再掲)	父もしくは母がいない児童及びこれに準ずる事情にある児童について、支援金(年額5万円)を支給し、児童の健全な育成と福祉の向上を図ります。 児童とは、12歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子で、蔵王町内に引き続き1年以上居住している者です。 他、個別に相談に応じて支援していきます。	子育て支援課

(3) 障がい児施策の充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主 体
障がい児通所支援 児童発達支援	障がい児に対して、小集団の中での遊びを通し、子ども自身のもつ成長の可能性を引き出し、日常生活の基本動作の習得や集団生活に適応するための適切な指導や訓練のサービスを提供します。 むつみ学園	保健福祉課
障がい児通所支援 放課後デイサービス	就学している障がい児を放課後や長期休業期間に預かり、障がい児とその家族の生活を支援します。 白石陽光園「アサンテ」、あいのはな	保健福祉課
地域生活支援事業 日中一時支援事業	障がい児の居場所と家族への休息を支援するため、日中一時的に預かります。 白石陽光園「アサンテ」、あいのはな	保健福祉課
障がい児保育事業	保育所・幼稚園において、心身に軽度の障がい等を有する子どもを一般の子どもとともに集団の中で保育します。	子育て支援課 教育総務課

(4) 良質な住宅の確保

事業名等	事業内容とこれからの目標	主 体
町営住宅入居予定者の決定の特例	町営住宅の入居申込者のうち20歳未満の子を扶養する寡婦その他の規則で定める者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについて、優先的に入居予定者として決定することができる制度を継続して実施します。	建 設 課

(5) 子どもの防犯対策・交通安全確保の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主 体
交通安全教育の推進	幼児及び保護者に対して、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底など、交通安全の呼びかけと啓発リーフレットの配付を行い、交通安全意識の高揚に努めます。 今後は、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を検討していきます。	総 務 課
	幼稚園及び小学校ごとに、警察駐在所員や交通指導隊員の協力を得て、「正しい道路通行や自転車の乗り方」等の交通安全教室を開催します。(各園・小学校年1回以上開催)	総 務 課
交通安全広報の推進	道路交通のマナー向上のために、年間を通して広報車による呼びかけを行うほか、交通安全運動時に広報紙等に記事を掲載し、交通事故防止に努めます。	総 務 課
交通安全物品の配付	交通安全推進団体と共同で、幼稚園・保育園等の新入園児及び小学校入学児童に交通安全物品の配付を行います。 新入園児 黄色い帽子、リーフレット 新入児童 黄色い帽子、ランドセルカバー、リーフレット	総 務 課
交通安全施設等の整備	児童・生徒の通学路等の安全点検を実施して、ガードレールやカーブミラー等の整備を図ります。	総 務 課 教育総務課
「子ども110番の家」等緊急避難所の設置促進	「子ども110番の家」を地域の通学路付近に依頼し、のぼり旗を設置。緊急避難所を知らせると共に、不審者ガードの効果をもたせる取組を継続して行います。	教育総務課
防犯用品の配付	小学校入学児童に防犯ブザー及びランドセルステッカー等の防犯用品の配付を行い、登下校時の安全確保に努めます。	総 務 課
防犯パトロールの実施	子どもの安全を守るため、防犯協会、PTA等の協力を得て、登下校時及び長期休業期間のパトロールを実施します。	総 務 課 教育総務課
防犯広報の推進	自主防犯及び地域ぐるみの防犯に関する啓発チラシ等を全戸配付し、防犯に対する家ごと、地域ごとの連帯意識の高揚に努めます。	総 務 課
防犯灯の設置及び管理	夜間の通行の安全確保と犯罪防止のため、行政区等の支援を受け、防犯灯の設置及び維持管理を図ります。	総 務 課
警察と学校等の関係機関とのファックスネットワーク等の構築	不審者情報等は警察から教育総務課に入り、その情報を関係機関に知らせるシステムを運用しており、今後も正確で迅速な情報提供に努めます。	教育総務課

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けて

(1) 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して周知を図っていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

(2) 関係機関等との連携・協働の強化

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。町は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(3) 庁内などの連携強化

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、関係各課などとの幅広い連携を図り、また、庁内だけでなく、警察や消防、教育機関、宮城県などとも協力体制を構築し、計画を推進していきます。

2. 計画の進捗管理・評価について

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を「蔵王町子ども・子育て会議」において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、以下の図の様にPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。



第2期蔵王町子ども・子育て支援事業計画

発行 蔵王町（子育て支援課）

〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10

TEL 0224-33-2122